平成15年(行ケ)第342号 特許取消決定取消請求事件 口頭弁論終結日 平成16年4月6日

判決

大日本塗料株式会社 同訴訟代理人弁護士 禎 男 倉 同 辻 居 幸 相 良 由里子 同 同訴訟代理人弁理士 浅 井 賢 治 特許庁長官 告 今井康夫 被 章 同指定代理人 田 橋 史 大 同 高 進 同 木 幸 同 井

主文

特許庁が異議2002-73057号事件について平成15年6月 16日にした異議の決定を取り消す。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

原告は、主文第1項と同旨の判決を求め、主文第1項記載の異議の決定(以 下「本件決定」という。)の対象となった特許(原告を特許権者とする特許第3294523号の請求項1及び2に係る特許、以下「本件特許」という。)につき、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を認容する訂正審決が確定したから、本件決定は取り消されるべきである旨述べた。

本件特許につき、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を認容する訂正審 決が確定したことは当事者間に争いがない。そうすると、本件決定は、結果とし て、判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり、この誤りが本件 決定の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、本件決定は取消しを免れない。 3 以上によれば、原告の本件請求は理由があるから、これを認容することと また、訴訟費用については、本訴の経過にかんがみ、これを原告に負担させる のを相当と認め、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所知的財産第1部

裁判長裁判官 柳 罄 青 裁判官 清 水 節 卓 裁判官 上 \blacksquare 哉